

札幌市税条例の一部を改正する条例案
令和4年(2022年)4月4日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第6条第1号中「令」を「法附則第17条第1号の政令」に改め、同条第6号アの表中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の法(イにおいて「令和4年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。
- (2) 附則第7条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。
- (3) 附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 改正後の札幌市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関

する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の評価額の5パーセントから評価額の2.5パーセントに軽減する措置を講ずるため、本案を提出する。